

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港国際旅客船拠点	熊本市東区佐土原一丁目16番37号	株式会社緑研 代表取締役 佐土原博	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定に基づき、八代港国際旅客船拠点の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。